

九州大学総合研究棟（病院地区）細則

令和3年度九大細則第9号

制定：令和3年7月30日

最終改正：令和6年3月26日

（令和5年度九大細則第23号）

（趣旨）

第1条 この細則は、九州大学総合研究棟（病院地区）（以下「建物」という。）における、部局等において管理運用するスペース（以下「部局運用スペース」という。）の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（部局運用スペース）

第2条 部局運用スペースは、別表第1のとおりとする。

2 部局運用スペースの管理運営に関する業務は、九州大学馬出キャンパス全学レンタルスペース規程（令和3年度九大規程第58号。以下「規程」という。）第2条に規定する管理責任者（以下「管理責任者」という。）が掌理するものとする。

3 部局運用スペースの管理運営にあたり必要な事項の調査審議は、規程第3条に規定する馬出キャンパス全学レンタルスペース管理運営委員会（以下「地区委員会」という。）が行う。

4 部局運用スペースは、地区委員会の議を経て、新たに追加し、又は廃止することができる。

（専門委員会）

第3条 地区委員会は、建物の管理運営にあたり、専門的事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の任務、組織等については、その都度、地区委員会が定める。

（部局運用スペースの使用資格）

第4条 部局運用スペース（講義室、セミナー室、サイエンスカフェ及びITルーム（以下「講義室等」という。）を除く。）を使用できる者は、医学研究院、歯学研究院、薬学研究院及び生体防御医学研究所の各部局長並びに医学研究院保健学部門長から推薦され、地区委員会で承認された者とする。

（部局運用スペースの使用の許可等）

第5条 部局運用スペース（講義室等を除く。）を使用しようとする代表者は、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

2 前項の規定により使用を許可された部局運用スペースの利用者は、当該使用の途中において、許可を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出て、地区委員会の議を経た上で、その許可を得なければならない。ただし、軽微な変更の場合は、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を得るものとし、地区委員会の議を要しないものとする。

(部局運用スペースの使用期間)

第6条 部局運用スペース（講義室を除く。）の使用期間は、使用者からの申請に基づき、地区委員会がこれを定める。

- 2 部局運用スペースの利用者は、前項の規定により使用を許可された期間を超えて使用を希望するときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

(講義室等)

第7条 講義室等を使用しようとする者は、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

- 2 講義室等の使用時間は、原則として平日午前8時30分から午後5時までの間とする。
- 3 講義室等の利用者は、前項の使用時間外の使用を希望するときは、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。
- 4 講義室等の使用に当たっては、別表第2に定める使用料を負担しなければならない。

(禁止する実験等)

第8条 部局運用スペースの利用者は、建物において、規程第8条第1項各号に掲げる実験等を実施することができない。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、同項第4号に掲げる実験等を除き、この限りでない。

(適正使用)

第9条 部局運用スペース（講義室等を除く。）の利用者は、建物の目的に沿って適正に使用しなければならない。

- 2 管理責任者は、部局運用スペースの利用者が、この細則等及び許可条件に違反したとき、又は建物の管理上支障があると認めるときは、当該部局運用スペースの許可を取り消し、又は中止させるとともに、建物から退去を命ずるものとする。

(光熱水料等)

第10条 建物の利用者（講義室等の利用者を除く。）は、使用を許可された場所において使用した光熱水量を負担しなければならない。

- 2 前項の光熱水料は、電気料、上水道料、中水道（実験水）料、下水道料、ガス料及び電話料の費用とする。
- 3 講義室等の利用者は、別表3に定める冷暖房料を負担しなければならない。

(徴収方法)

第11条 建物（講義室等を除く。）において使用した光熱水料は、使用者が所属する部局の予算から建物を管理する部局（以下「管理部局」という。）の予算に移し替えるものとする。

- 2 講義室等の使用料及び冷暖房料は、使用者の所属する部局の予算から管理部局の予算に移し替えるものとする。
- 3 一度納付された使用料は、特段の事情がある場合を除き、返還しない。ただし、天災そ

の他使用者の責めに帰すことができない事由により使用できないときは、この限りでない。
(設備の管理)

第12条 建物の設備、備品の管理については、管理責任者が地区委員会の議を経て定める方法により管理するものとする。

(使用の終了等)

第13条 部局運用スペースの利用者は、使用が終了したとき、又は第9条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、建物から退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

(損害賠償)

第14条 部局運用スペースの利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第15条 部局運用スペースの管理運営に関する事務は、医系学部等事務部において処理する。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、建物の使用等に関し必要な事項は、地区委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和5年度九大細則第23号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

部局運用スペース
1階
講義室101
講義室102
事務監視室103
セミナー室104
セミナー室105
サイエンスカフェ
2階
セミナー室201
ITルーム準備室202

セミナー室203

セミナー室204

セミナー室205

ITルーム206

211

212

213

214

215

3階

303

311

312

313

314

315

321

322

323

324

325

4階

402

411

412

413

414

415

421

422

423

424

425

5階

502

511

5 1 2

5 1 3

5 1 4

5 1 5

5 2 1

5 2 2

5 2 3

5 2 4

5 2 5

6階

6 0 2

6 1 1

6 1 2

6 1 3

6 1 4

6 1 5

6 2 1

6 2 2

6 2 3

6 2 4

6 2 5

7階

7 0 3

7 1 1

7 1 2

7 1 3

7 1 4

7 1 5

7 2 1

7 2 2

7 2 3

7 2 4

8階

8 0 3

8 1 1

8 1 2

813
814
815
821
822
823
824
825
9階
921
922
923
924
925

別表第2（第4条関係）

区 分	1時間当たりの単価 (1時間未満は、1時間に切り上げ)
講義室101	1,200円
講義室102	2,290円
セミナー室104	960円
セミナー室105	1,840円
セミナー室201	1,180円
セミナー室203	740円
セミナー室204	1,070円
セミナー室205	1,070円
ITルーム206	3,350円

※1時間未満は、1時間に切り上げる。

別表第3（第4条関係）

区 分	1時間当たりの単価 (1時間未満は、1時間に切り上げ)
講義室101	200円
講義室102	320円
セミナー室104	120円
セミナー室105	270円

セミナー室201	130円
セミナー室203	120円
セミナー室204	250円
セミナー室205	250円
ITルーム206	400円